

第2次審査受審にあたっての留意事項

【小・中学校教諭、養護教諭（小・中学校）、栄養教諭】

1 各審査について

- (1) 審査の実施日・受付時間・審査会場等については、HP上「1. 小学校教諭第2次審査【模擬授業・個人面接】実施日・受付時間について」「2. 中学校教諭・養護教諭・栄養教諭第2次審査【模擬授業・個人面接】実施日・受付時間について」にある各校種ごとのPDFファイルの内容を確認すること。
- (2) いずれの審査においても、受審者の都合による日時等の変更は認めない。
- (3) 受付終了時刻に20分以上遅刻した受審者は、受審を認めない。
- (4) 審査会場への車の乗り入れは禁止する。また、審査会場付近の道路での自家用車の乗降も禁止する。

2 名簿登載期間更新制度の利用希望調査について【全員】

徳島県教育委員会教職員課ホームページから「名簿登載期間更新制度の利用希望調査」をダウンロードし、必要事項を記入（自筆）の上、受付時に提出すること。

3 第2次審査結果通知用封筒について【全員】

第2次審査結果通知用封筒を下記の要領で作成し、受付時に提出すること。

- (1) 封筒は角形2号（24cm×33.2cm）とし、郵便番号、住所、氏名と表側左下に受審番号、校種(教科等)を記入すること。
- (2) 簡易書留とするため、封筒に620円分の切手を貼付すること。ただし、書留料金等の改定があった場合は、その料金を加算すること。
- (3) 氏名（「行」ではなく「様」を必ず記入）、郵便番号を正確に記入すること。
- (4) 住所は、番地、団地・アパート等の名称、室号まで記入すること。
- (5) 発送は9月17日（水）の予定。確実に本人に届く住所を記入すること。

4 公立学校教員の証明について【該当者のみ】

特別選考②ウの受審者は、受付時に公立学校共済組合員証等の原本を提示するとともに、その写しを提出すること。

5 加点申請に係る証明書類等（原本）の提示について【該当者のみ】

出願時に加点申請をした受審者は、その証明書類の原本を受付時に提示すること。なお、取得見込みの受審者は、提示する必要はありません。また、講師についての証明書の提示も必要ありません。

6 その他

- (1) 上記2～5については、個人面接審査当日に持参すること。
- (2) 審査日には、必ず受審票を持参すること。
- (3) 模擬授業について
 - ・当日指定された学習活動の授業を5分程度で行う。
 - ・小学校教諭は「外国語科」、中学校教諭は「受審教科」の授業、養護教諭、栄養教諭は模擬授業のかわりに「設定された場面」での指導を行う。
- (4) 急遽受審者に周知すべき事柄が生じた場合は、徳島県教育委員会教職員課ホームページを通じて連絡する。（ホームページのこまめなチェックをお願いします。）
- (5) 自然災害等により審査の実施が困難な場合は日程等を変更することがある。なお、日程等を変更する場合は、徳島県教育委員会教職員課ホームページを通じて連絡する。
- (6) 受付終了後から審査終了までは、携帯電話・スマートフォン・タブレット・スマートウォッチ等の通信機能を有する全ての機器について、電源を切ること。